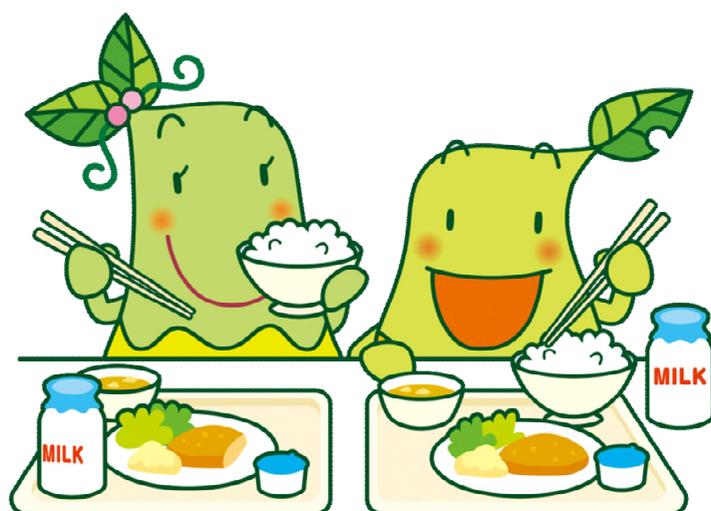

学 校 給 食 費

Q & A



真庭市教育委員会

問い合わせ先

真庭市教育委員会事務局 教育総務課

住所 719-3292 真庭市久世 2927 番地 2

電話 0867-42-1085

FAX 0867-42-1416

メール kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp

目次

問い合わせ先.....	1
真庭市教育委員会事務局 教育総務課.....	1
○制度について.....	1
1 公会計化について.....	1
Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？.....	1
Q1-2 何のために公会計化するのですか？.....	2
○学校給食費について.....	3
2 学校給食費について.....	3
Q2-1 学校給食費は何に使われているのですか？.....	3
Q2-2 なぜ学校給食費を払わなければならないのですか？.....	3
Q2-3 いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？.....	3
Q2-4 学校給食費の納期はいつですか？.....	3
Q2-5 学校給食費の年間徴収額はどのように決めているのですか？.....	3
Q2-6 1食当たりの学校給食費はいくらですか？.....	4
Q2-7 学校給食費はどのように決めているのですか？.....	4
3 学校給食費の調整について.....	4
Q3-1 学校給食費の調整とはなんですか？.....	4
Q3-2 なぜ調整が必要なのですか？.....	4
Q3-3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？.....	5
Q3-4 どのような場合に調整してもらえますか？.....	5
4 学校徴収金について.....	5
Q4-1 学校徴収金とはなんですか？.....	5
Q4-2 学校徴収金も市に支払うことになるのですか？.....	5
Q4-3 学校給食費の公会計化により、学校徴収金については何か手続きが必要ですか？.....	5
○学校給食費の支払いについて.....	6
5 学校給食費の支払いについて.....	6
Q5-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？.....	6
Q5-2 学校給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？.....	6
Q5-3 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？.....	6
Q5-4 口座振替の手数料は保護者が負担するのですか？.....	6
Q5-5 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？.....	6
Q5-6 納付書はコンビニエンスストアで使えますか？.....	6
Q5-7 学校に直接学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？.....	7
6 口座振替に使用する口座について.....	7
Q6-1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？.....	7
Q6-2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？.....	7
Q6-3 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？.....	7
Q6-4 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？.....	7

Q 6 – 5	きょうだいが小学校と中学校にいますが、全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？ ...	7
Q 6 – 6	今と同じ口座から振替をしたい場合、何か手続きは必要ですか？	8
○	学校給食費の支払いの相談について.....	9
7	学校給食費の納付相談について.....	9
Q 7 – 1	経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？	9
Q 7 – 2	家族が入院したため予定外の出費があり、一時的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらよいでしょうか？	9
8	学校給食費の滞納について.....	9
Q 8 – 1	学校給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしていますか？	9
Q 8 – 2	生活保護費の代理収納とはなんですか？	9
Q 8 – 3	就学援助費による減免とはなんですか？	9
Q 8 – 4	児童手当からの充当とはなんですか？	10
Q 8 – 5	それでも学校給食費を滞納している場合はどうなりますか？	10
○	学校給食の手続きについて.....	11
9	学校給食申込書について.....	11
Q 9 – 1	学校給食申込書は、どこに提出すればいいですか？	11
Q 9 – 2	給食申込書は毎年提出しなければいけませんか？	11
Q 9 – 3	来年度中学 1 年生になります。給食申込書に記載する学校名は、現在通っている小学校と、来年度入学予定の中学校のどちらを書けばいいですか？	11
10	口座振替依頼書について.....	11
Q10 – 1	口座振替依頼書は、どこに提出すればいいですか？	11
Q10 – 2	口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？	11
Q10 – 3	口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？	11
Q10 – 4	振込開始（廃止）年月は、何年何月を書けばいいですか？	12
Q10 – 5	金融機関コードがわかりません。どうすればいいですか？	12
Q10 – 6	口座振替依頼書を提出した場合にも学校給食申込書の提出が必要ですか。	12
11	学校給食費の減免について.....	12
Q11 – 1	学校給食費減免申請書は、どのようなときに提出する必要がありますか？	12
Q11 – 2	学校給食費減免申請書を提出するときに気をつけることはありますか？	12
Q11 – 3	学校を長期欠席するため、学校給食費減免申請書を出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？	13
12	就学援助費について.....	13
Q12 – 1	就学援助費を受給していますが、学校給食費は支払う必要がありますか？	13
Q12 – 2	就学援助費を申請し認定されたら、いつから減免になりますか？	13
Q12 – 3	4月に就学援助費を申請し認定されたら、5月末の徴収はどうなりますか？	13
Q12 – 4	年度の途中に就学援助費が否認されました。どうなりますか？	13
13	アレルギー等により学校給食の一部又は全部の提供を受けない場合について.....	14
Q13 – 1	食物アレルギーのため学校給食の一部を食べられません。手続きが必要ですか。	14
Q13 – 2	学校給食費はどうなりますか。	14

1 4 転校時の手続きについて.....	14
Q14- 1 市内の他の学校に転校します。手続きが必要となりますか？	14
Q14- 2 市外の他の学校に転校します。学校給食費はどうなりますか？	14
1 5 学校給食申込書（兼口座振替依頼）の手続きについて.....	14
Q15- 1 現在、小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？	14
Q15- 2 私立の小・中学校を受験する予定ですが、手続きは必要ですか？	15
Q15- 3 手続きを済ませましたが、事情により市外の学校へ通うことになりました。どうすればいいですか？	15
Q15- 4 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？	15
Q15- 5 今年度中に転校する予定ですが、手続きは必要ですか。.....	15
1 6 その他の手続について.....	15
Q16- 1 保護者が変わった場合には、どうすればいいですか？	15
Q16- 2 市内で転校した場合には、どうすればいいですか？	15
Q16- 3 口座振替をやめて納付書で支払いたい場合には、どうすればいいですか？	15
Q16- 4 口座振替の口座を変更する場合には、どうすればいいですか？	15
○お問い合わせについて.....	17
資料.....	18
滞納時の対応フロー.....	18
学校給食法（抄）	19
真庭市学校給食費の管理に関する条例.....	19
真庭市学校給食費の管理に関する条例施行規則.....	20
学校給食申込書兼口座振替依頼書の記入例.....	23

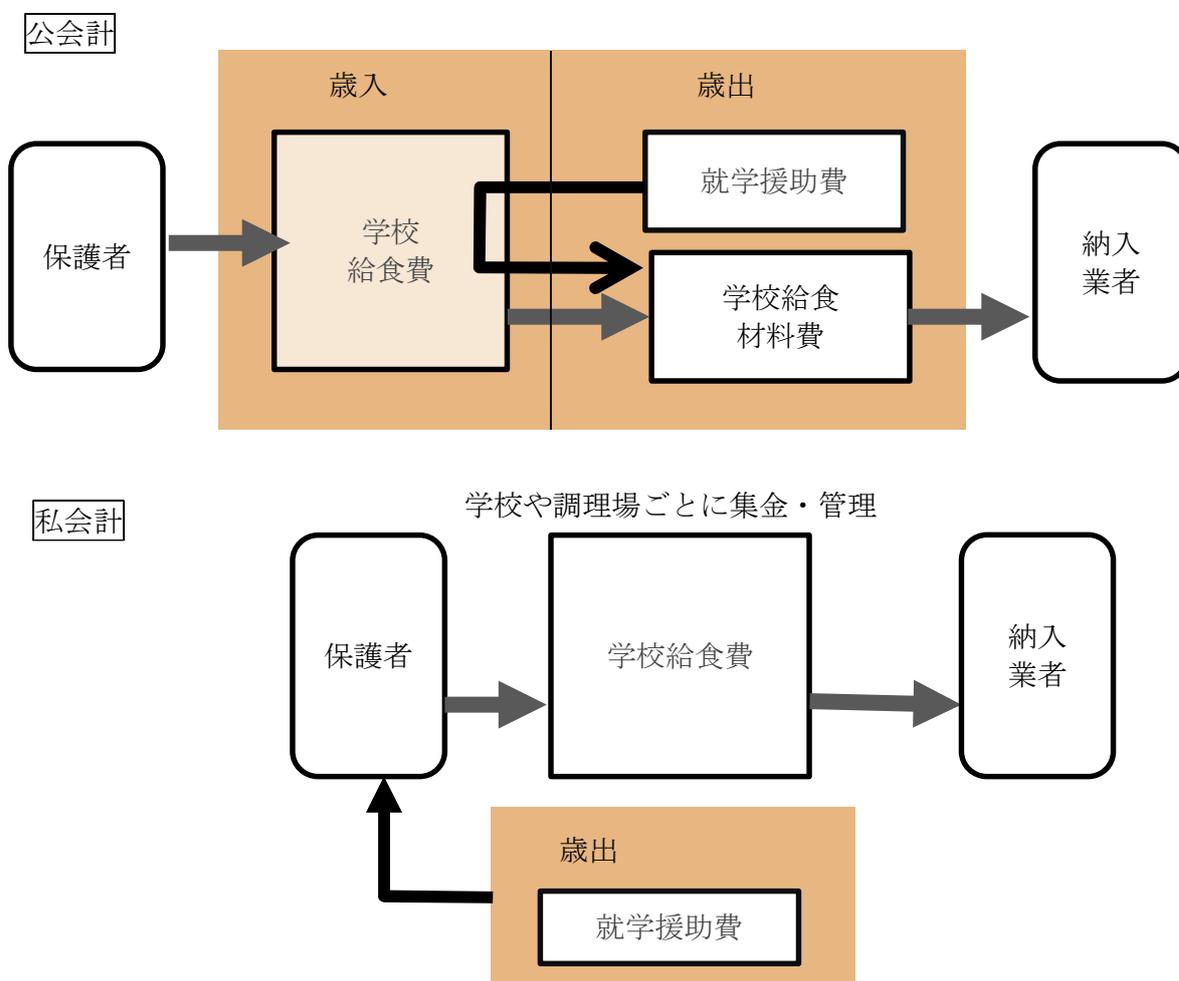
○制度について

1 公会計化について

Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 保護者のみなさまからお支払いいただく学校給食費を市会計に入れ（歳入）、購入した給食の食材費を市会計から支払う（歳出）ことです。水道料金等と同じ方法です。

平成31（令和元）年度までは、保護者のみなさまが学校・調理場にお支払いいただいた学校給食費を、それぞれの学校・共同調理場から直接、食材購入業者に食材費を支払っています（私会計といま



Q1 - 2 何のために公会計化するのですか？

A1 - 2 次の5つのことを目的としています。公会計化するにあたり、保護者の皆さまには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1 学校給食費の管理の適正化と透明化を図ります。

市の予算・決算内で管理し、管理上の事故を防止し、監査や決算について公表します。

2 学校給食費負担の明確化と公平性を確保します。

条例・規則により学校給食費負担者及び根拠を明確にし、早期滞納対策を可能にします。

3 食材費の予算化による学校給食の「供給と計画性」の安定を図ります。

収納状況にかかわらず、効率的で計画的な学校給食の実施が可能となります。

4 滞納対策の充実

福祉・民生部門と連携して未納者を支援するとともに、悪質な滞納者には早期に滞納対策を行います。

5 学校事務負担の軽減

徴収、収納、支払、滞納対策等の学校事務の軽減を図ります。

○学校給食費について

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費は何に使われているのですか？

A2-1 学校給食の食材を購入するのに使っています。学校給食法第11条で学校給食の実施に必要な経費の負担について定められています。学校給食を作るための人件費や光熱水費、施設の維持管理に関わる経費は、真庭市が負担しています（法第11条第1項）。※）関連：資料「学校給食法」

Q2-2 なぜ学校給食費を払わなければならないのですか？

A2-2 学校給食法第11条第2項で保護者が負担することとされています。このため、真庭市では学校給食は、保護者の学校給食費を財源として実施することにしており、「真庭市学校給食費の管理に関する条例」により、保護者は学校給食費を支払わなくてはなりません。学校給食費をお支払いいただけないと、食材を買うお金が不足することになり、必要な食材が買えなくなるなど、学校給食運営が難しくなります。ご理解とご協力をお願いします。※）関連：資料「真庭市学校給食費の管理に関する条例」

Q2-3 いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A2-3 毎年5月に「学校給食費徴収額決定通知書」をお配りする予定です。お支払いいただく1年間の学校給食費の額や納期限などが書いてありますので、確認をお願いします。なお、学校給食費の調整※などにより、お支払いいただく学校給食費の額に変更がありましたら、「学校給食費徴収額変更決定通知書」によりお知らせいたします。※）関連：Q3-1 学校給食費の調整とはなんですか？

Q2-4 学校給食費の納期はいつですか？

A2-4 学校給食費は、5月から翌年3月まで毎月末（12月は25日）に11回に分けてお支払いいただきます。

Q2-5 学校給食費の年間徴収額はどうやって決めているのですか？

A2-5 それぞれの学校で年度の初めに1年間の学校給食の予定回数を決めます。その回数に1食当たりの学校給食費※をかけて年間の学校給食費を計算しています。完全給食の1食当たりの額と5月から翌年2月まで毎月お支払いいただく徴収額は、規則で以下のように決められています。3月は、2月までにお支払いいただいた金額を調整した金額をお支払いいただきます。※）関連：Q2-6 1食当たりの単価はいくらですか？ 関連：Q3-1 学校給食費の調整とはなんですか？

	1食当たりの額	月額納付額
児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	270円	4,800円
生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	310円	5,500円

<支払い例>

小学生 年間喫食回数 192 回の場合

	4月	5月～2月	3月	年間納付額
学校給食費	0円	4,800円	3,840円	51,840円

3月の徴収額は、年間喫食回数により調整した額になります。

Q2-6 1食当たりの学校給食費はいくらですか？

A2-6 令和2年度からは、次のとおりです。改定することがあれば、事前に保護者の皆様へお知らせいたします。

	完全給食※1	副食のみ※2	飲用牛乳のみ※3	主食のみ※4
小学校	270円	170円	50円	50円
中学校	310円	200円	50円	60円

※1) 「完全給食」とは、飲用牛乳と食事をすべて提供する給食のことです。

※2) 「副食のみ」とは、アレルギーなどの理由により、副食しか提供しない給食のことです。

※3) 「飲用牛乳のみ」とは、アレルギーなどの理由により、飲用牛乳しか提供しない（食事は弁当対応。）給食のことです。

※4) 「主食のみ」とは、アレルギーなどの理由により、主食しか提供しない給食のことです。

Q2-7 学校給食費はどうやって決めているのですか？

A2-7 真庭市学校給食審議会で審議していただき、その結果を尊重して、真庭市教育委員会が決定し、規則に定めています。

3 学校給食費の調整について

Q3-1 学校給食費の調整とはなんですか？

A3-1 毎年3月に、1年間お支払いいただいた学校給食費と、実際に学校で給食を提供された回数とを比べて、給食を提供された回数が多かった場合は学校給食費を追加でお支払いいただき、少なかった場合はお支払いいただいた学校給食費をお返すことです。

Q3-2 なぜ調整が必要なのですか？

A3-2 給食実施予定回数は、年度が始まる前に予測した給食の回数です。しかし実際には、天候や学校・学級閉鎖、行事等により、給食実施回数に変更されることがあります。また、児童・生徒や保護者等が学校給食費の減免に該当することもあります。このため、調整が必要となります。

Q3 - 3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？

A3 - 3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象にはなりません。また、連続して学校を休む日が5日以下（学校休業日を除きます。）の場合も調整の対象とはなりません。これは、食材の調達等により対応できないためです。ご理解をお願いします。

Q3 - 4 どのような場合に調整してもらえますか？

A3 - 4 減免になった場合や転出、転入、学校・学級閉鎖等の場合です。

※1) 関連：Q11 - 1 学校給食費減免申請書は、どのようなときに提出する必要がありますか？

4 学校徴収金について

Q4 - 1 学校徴収金とはなんですか？

A4 - 1 学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校行事費などの、学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q4 - 2 学校徴収金も市に支払うことになるのですか？

A4 - 2 なりません。学校徴収金は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが違うため、今回の「公会計化」の対象とはなっていません。このため、これまでどおり学校で集金を行います。

Q4 - 3 学校給食費の公会計化により、学校徴収金については何か手続きが必要ですか？

A4 - 3 在校生については、必要ありません。学校徴収金は今までどおり学校が指定する金融機関に納めていただきます。新小・中学校 1 年生は入学先の学校の案内のとおりとしてください。

○学校給食費の支払いについて

5 学校給食費の支払いについて

Q5 - 1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A5 - 1 保護者の方の金融機関口座からの口座振替（自動引き落とし）をお願いしています。口座振替以外では、市からお送りする納付書を利用してお支払いいただけます。

Q5 - 2 学校給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？

A5 - 2 払い忘れを防ぐためや支払いのお手間を省くために口座振替をおすすめします。

Q5 - 3 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？

A5 - 3 「学校給食申込書兼口座振替依頼書」※1に必要事項を記入し、押印のうえ、金融機関へ提出してください。

※1) 学校給食申込書兼口座振替依頼書について、詳しくは「10 口座振替依頼書について」をご覧ください。

※2) 関連：Q6 - 1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？

Q5 - 4 口座振替の手数料は保護者が負担するのですか？

A5 - 4 口座振替の手数料は、真庭市が負担します。引き落としされるのは、学校給食費徴収額決定通知書に記載した金額だけです。

Q5 - 5 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A5 - 5 再振替はありません。市から督促状兼納付書をお送りしますので、納付書に書かれてある期限内までに、納付書を利用してお支払いください。

Q5 - 6 納付書はコンビニエンスストアで使えますか？

A5 - 6 使えます。ただし、金額を訂正したものは使えません。また、バーコードの線がはっきりしていないもの、汚れているものはお使いになれない場合があります。この場合は再発行しますので、教育総務課までご連絡ください。

Q5 - 7 学校に直接学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A5 - 7 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。教育総務課から納付書をお送りしますので金融機関窓口またはコンビニエンスストアでお支払いください。また、市役所の収納窓口でもお支払いできます。

6 口座振替に使用する口座について

Q6 - 1 登録する口座は、どの金融機関でも大丈夫ですか？

A6 - 1 真庭市の指定金融機関である以下の7金融機関に限られます。これらの金融機関であれば、全国どここの支店のものでも登録できます。

中国銀行	トマト銀行	晴れの国岡山農業協同組合	
津山信用金庫	備北信用金庫	倉吉信用金庫	ゆうちょ銀行

Q6 - 2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A6 - 2 大丈夫です。この場合は、口座振替依頼書の「納入義務者」の欄に保護者の方のお名前と印鑑（認印で大丈夫です。）を、「口座名義人」の欄に口座名 義人のお名前と金融機関届出印を記入・押印してください。

※) 関連：資料 学校給食申込書兼口座振替依頼書の書き方

Q6 - 3 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？

A6 - 3 大丈夫です。

Q6 - 4 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A6 - 4 大丈夫です。残高不足※にならないようご注意ください。

※) 関連：Q5 - 4 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

Q6 - 5 きょうだいが小学校と中学校にいますが、全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？

A6 - 5 大丈夫です。振替（引き落とし）の日は小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足※にならないようご注意ください。それぞれ違う口座でも大丈夫です。

※) 関連：Q5 - 4 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

Q6 - 6 今と同じ口座から振替をしたい場合、何か手続きは必要ですか？

A6 - 6 必ず「学校給食申込書兼口座振替依頼書」の提出をお願いします。公会計化により、振替（引き落とし）先が、学校長や調理場の口座から市の口座に変わるため、現在と同じ口座からの振替を希望する場合でも、口座替依頼書を金融機関に提出していただきますようお願いいたします。

○学校給食費の支払いの相談について

7 学校給食費の納付相談について

Q7-1 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A7-1 児童扶養手当を受給している場合など、申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。真庭市では就学援助認定を受けた場合、学校給食費を減免します。お子さんが通う学校、または教育委員会教育総務課にご相談ください。

※関連）：Q13-1 就学援助費を受給していますが、学校給食費は支払う必要がありますか？

Q7-2 家族が入院したため予定外の出費があり、一時的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらよいでしょうか？

A7-2 お早めに教育総務課（裏表紙のお問い合わせ先）にご相談ください。

8 学校給食費の滞納について

Q8-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしていますか？

A8-1 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。自主的な納付が難しい場合には、児童手当からの充当を行うようにお勧めしています。

学校給食費の滞納が続く場合には、法的措置を取る場合があります。経済的に支払いが困難な場合や家庭の事情がある場合には、教育総務課にご相談ください。

Q8-2 生活保護費の代理収納とはなんですか？

A8-2 生活保護（真庭市では、健康福祉部福祉課が担当しています。）費は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、保護者の方の同意があれば、学校給食費分の生活保護費は、市（福祉課）から支払うことが可能です。これを代理収納といいます。

Q8-3 就学援助費による減免とはなんですか？

A8-3 就学援助（真庭市では、教育委員会教育総務課が担当しています。）費※を受給されている場合には、学校給食費が減免されます。就学援助費の給付については、学校又は教育総務課にご相談ください。

※）関連：13 就学援助費について

Q8 - 4 児童手当からの充当とはなんですか？

A8 - 4 児童手当（真庭市では、健康福祉部子育て支援課が担当しています。）は、市から保護者の方にお支払いするものですが、学校給食費の滞納がある場合は、保護者の方の同意があれば、滞納している学校給食費分の金額を、市（子育て支援課）から市（教育総務課）に直接児童手当から引き、そこから支払うことができ、これを児童手当の充当といいます。児童手当からの充当を希望する場合には、子育て支援課にご相談ください。

Q8 - 5 それでも学校給食費を滞納している場合はどうなりますか？

A8 - 5 児童手当からの充当などに同意がいただけない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合には、民事法や真庭市債権管理条例に基づき、裁判所への法的措置を含めて、厳正な対処をさせていただきます。

※) 関連：資料 滞納フロー

○学校給食の手続きについて

9 学校給食申込書について

Q9-1 学校給食申込書は、どこに提出すればいいですか？

A9-1 現在通われている学校に提出してください。来年度、新小学校1年生になる場合は、入学予定先の小学校へ提出してください。ただし、口座振替を希望される場合には、学校給食申込書兼口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

Q9-2 給食申込書は毎年提出しなければいけませんか？

A9-2 毎年は必要ありません。1回提出していただくと、中学校卒業または真庭市立学校以外の学校に転校するまで有効です。

Q9-3 来年度中学1年生になります。給食申込書に記載する学校名は、現在通っている小学校と、来年度入学予定の中学校のどちらを書けばいいですか？

A9-3 来年度から通う中学校名を記入してください。

10 口座振替依頼書について

Q10-1 口座振替依頼書は、どこに提出すればいいですか？

A10-1 金融機関に提出してください。

※関連）：Q6 登録する口座はどこ金融機関でも大丈夫ですか？

Q10-2 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A10-2 金融機関と真庭市役所内での登録に長い場合で1か月半ほどかかることがあります。口座振替依頼書を提出した翌月末から口座振替することになります。口座登録が終わりましたら市からお知らせしますので、それまでは納付書でお支払いください。

Q10-3 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A10-3 市から毎月納付書をお送りしますので、納付書に書いてある期限までに金融機関窓口かコンビニでお支払いください。

Q10-4 振込開始（廃止）年月は、何年何月を書けばいいですか？

A10-4 口座振替依頼書を提出する翌月（ただし、3月提出の場合は5月）をご記入ください。

Q10-5 金融機関コードがわかりません。どうすればいいですか？

A10-5 金融機関へ提出されるときに、窓口でお問い合わせください。

Q10-6 口座振替依頼書を提出した場合にも学校給食申込書の提出が必要ですか。

A10-6 口座振替依頼書は学校給食申込書を兼ねているので、学校給食申込書の提出は必要ありません。

※) 関連：Q9-1 学校給食申込書は、どこに提出すればいいですか？

11 学校給食費の減免について

Q11-1 学校給食費減免申請書は、どのようなときに提出する必要がありますか？

A11-1 次の場合には、減免の対象になります。

児童又は生徒について学校給食費に係る就学援助費の給付が必要であると教育委員会が認定した場合											
病気、事故、災害その他の理由により学校給食を受けることができない日が連続して5日を超えた場合(ただし、学校給食実施日の5日目以降の学校給食費について減額をするものとする)											
申請日					欠席						減免
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
					← 5日					→	
疾病又は食物アレルギーのため学校給食の一部又は全部が受けられない場合											
地震、風水害、火災その他の災害により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合											
その他教育委員会が必要と認める場合											

※) 関連：Q3-4 どのような場合に調整してもらえますか？

Q11-2 学校給食費減免申請書を提出するときに気をつけることはありますか？

A11-2 給食内容を変更したり、停止したりしようとする日の5日前までに学校に提出してください。5日前までに学校に提出していただければ、変更の内容や停止日数に応じて学校給食費の調整※を行います。

※) 学校給食費の調整について、詳しくは「3 学校給食費の調整について」をご覧ください。

Q11-3 学校を長期欠席するため、学校給食費減免申請書を出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

A11-3 学校給食減免変更申請書を提出していただくこととなります。ただし、この場合でも、学校に届け出ていただいた日から5日後からの給食再開となりますので、もしそれまでに登校することがあればお弁当をご用意いただくこととなります。ご理解とご協力をお願いします。

12 就学援助費について

Q12-1 就学援助費を受給していますが、学校給食費は支払う必要がありますか？

A12-1 就学援助費の申請書の下に「学校給食費減免申請」をする欄があるので、署名と押印をしてください。就学援助費の支給が認定されると、学校給食費は申請のあった月分から減免となります。ただし、申請時期により、申請後も支払いが必要な場合がありますので、学校給食費徴収額変更決定通知書でご確認ください。就学援助費から学校給食費を支給はありません。

Q12-2 就学援助費を申請し認定されたら、いつから減免になりますか？

A12-2 申請した月分の学校給食費から減免になります。例えば、5月中に申請された場合、認定されたら5月1日以降の喫食分から減免となります。徴収額は、翌月末徴収時に調整し、翌々月から徴収額が0円となります。5月申請の場合は、6月末の納期限の徴収の時に4月分までの学校給食費を調整し、7月徴収額から0円となります。徴収額変更通知書をご確認ください。

Q12-3 4月に就学援助費を申請し認定されたら、5月末の徴収はどうなりますか？

A12-3 年度当初の就学援助費の申請は、6月当初に認定し、お知らせします。4月に就学援助費を申請された場合は、5月は徴収しません。就学援助費が認定されたら、6月以降も徴収しません。就学援助費が認定されなかった場合には、6月に2ヶ月分徴収し、7月からは通常に徴収になります。

Q12-4 年度の途中で就学援助費が否認されました。どうなりますか？

A12-4 年度途中で就学援助費が否認された場合には、お知らせした翌月末から学校給食費を徴収し、3月の徴収で調整します。徴収額変更通知書をご確認ください。

1 3 アレルギー等により学校給食の一部又は全部の提供を受けない場合について

Q13-1 食物アレルギーのため学校給食の一部を食べられません。手続きが必要ですか。

A13-1 アレルギーや疾病等で学校給食の一部又は全部を食べることができない場合には、学校給食費の一部又は全部を減免することができます。アレルギー等については、事前に学校と対応について相談することが必要です。相談後、学校給食実施前に学校給食費減免申請書を提出してください。申請時には、学校生活管理指示表（写）を一緒に提出してください。

Q13-2 学校給食費はどうなりますか。

A13-2 学校給食をすべて食べられない場合には、全額減免となります。一部が食べられない場合には、食べる学校給食によって学校給食費が決まります。食べる学校給食と食数により、減免額が決まります。3月に調整します。

※) 関連：Q2-6 1食当たりの学校給食費はいくらですか？

1 4 転校時の手続きについて

Q14-1 市内の他の学校に転校します。手続きが必要となりますか？

A14-1 学校給食申込変更届を転校した学校に提出してください。口座振替の口座を変えたい場合は、口座振替依頼書を金融機関に提出してください。学校給食費は、1年を通じて計算し、3月に調整します。

	学校給食申込変更届	学校給食申込書兼口座振替依頼書
口座を変えない場合	転校する学校に提出	不要
口座を変更する場合	転校する学校に提出	変更後の金融機関に提出

Q14-2 市外の他の学校に転校します。学校給食費はどうなりますか？

A14-2 転校した翌月末の徴収時に調整します。徴収額変更通知書をご確認ください。口座振替の場合には、残高に注意してください。

1 5 学校給食申込書（兼口座振替依頼）の手続きについて

Q15-1 現在、小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A15-1 内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

Q15-2 私立の小・中学校を受験する予定ですが、手続きは必要ですか？

A15-2 真庭市立の小・中学校以外の学校へ通う予定がある場合は、手続きは必要ありません。なお、入学先が真庭市立の小・中学校となった場合には、早めに※手続きを行ってください。

※) 関連：Q10-2 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

Q15-3 手続きを済ませましたが、事情により市外の学校へ通うことになりました。どうすればいいですか？

A15-3 教育総務課（裏表紙のお問い合わせ先）、または通われている学校までご連絡ください。

Q15-4 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？

A15-4 学校に予備がありますので、お申し出ください。また、教育総務課や各振興局窓口にも設置してあります。

Q15-5 今年度中に転校する予定ですが、手続きは必要ですか。

A15-5 転校先の学校が真庭市立小・中学校であれば手続きをお願いします。真庭市立小・中学校以外の学校へ転校される場合は、手続きは必要ありません。

16 その他の手続について

Q16-1 保護者が変わった場合には、どうすればいいですか？

A16-1 学校給食申込変更届を提出してください。

Q16-2 市内で転校した場合には、どうすればいいですか？

A16-2 学校給食申込変更届を提出してください。

Q16-3 口座振替をやめて納付書で支払いたい場合には、どうすればいいですか？

A16-3 学校給食申込変更届を提出してください。

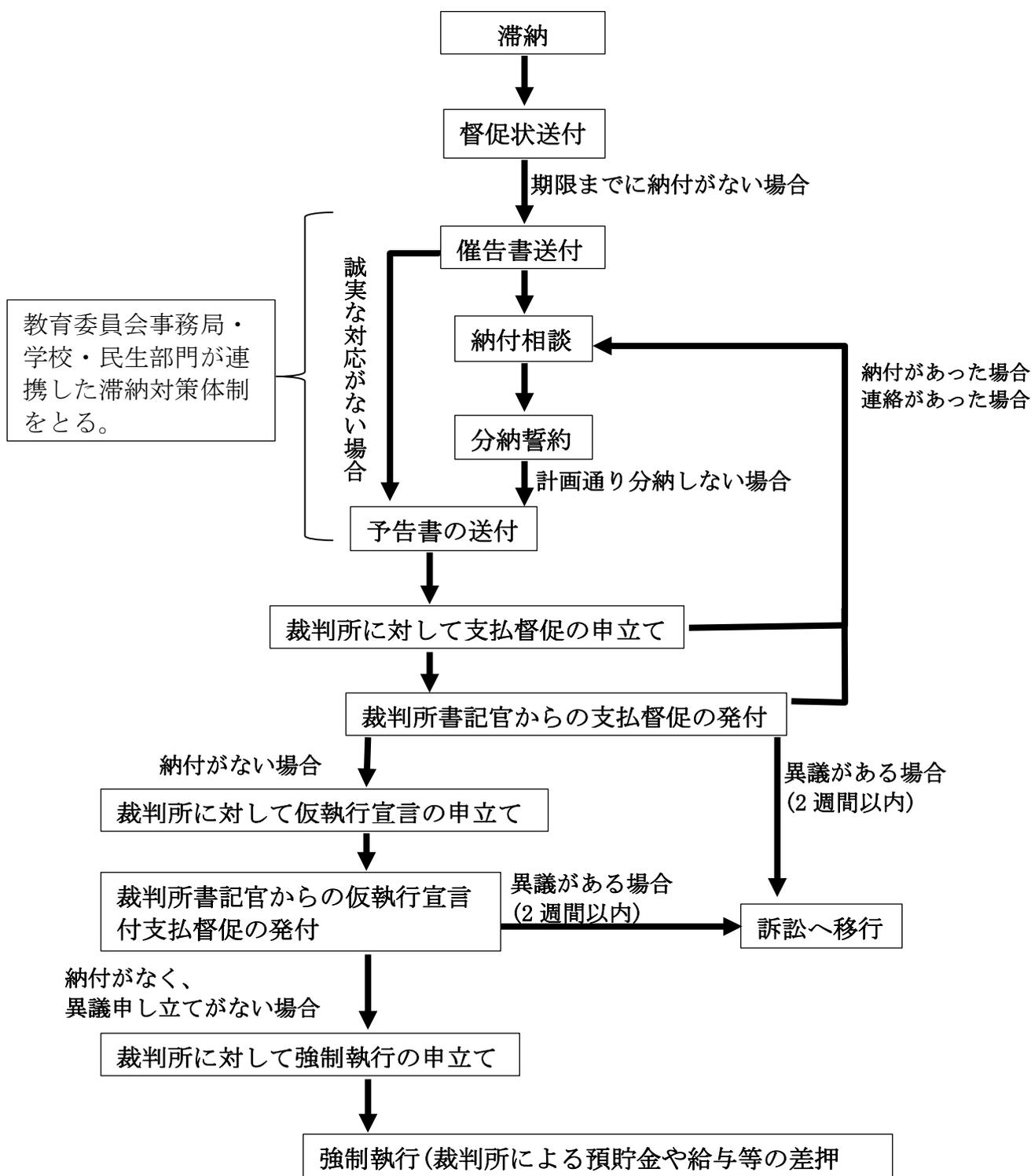
Q16-4 口座振替の口座を変更する場合には、どうすればいいですか？

A16-4 学校給食申込書兼口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

○お問い合わせについて

この Q&A は、令和 2 年 2 月時点の内容で作成されています。手続方法や期日、金額等はその後の規則改正などにより変更となる場合がありますので、最新の情報は、教育総務課までお問い合わせいただくか、真庭市（教育総務課）のホームページに掲載しています。

滞納時の対応フロー



滞納（納期限までに納付がない場合）があった場合には、教育委員会事務局で督促状を作成し、納付義務者に納付します。督促状発送対象者のリストを学校に送付します。滞納時の情報共有については、口座振替依頼書や学校給食申込書で同意を得ています。

学校給食法（抄）

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

真庭市学校給食費の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、真庭市(以下「市」という。)の設置する学校において、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者その他学校給食の提供を受ける者をいう。

（学校給食の実施）

第3条 市は、市が設置する小学校及び中学校において学校給食を実施するものとする。

（学校給食費の徴収）

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、規則で定める。

2 前項の規則で定める額は、真庭市附属機関設置条例(平成31年真庭市条例第16号)別表第1に規定する真庭市学校給食審議会の答申を尊重し、定めなければならない。

(学校給食費の納付)

第6条 学校給食費負担者は、学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第7条 市長は、別表に規定する減免理由のいずれかに該当すると認めるときは、規則に定めるところにより学校給食費を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条関係)

減免理由
1 学校給食費に係る就学援助費の給付が必要であると教育委員会が認定した場合
2 疾病又は食物アレルギーのため学校給食の全部又は一部が受けられない場合
3 地震、風水害、火災その他の災害により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合
4 その他市長が特に必要と認める場合

真庭市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、真庭市学校給食費の管理に関する条例(令和元年真庭市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食申込書等)

第3条 保護者、学校教職員及び学校給食施設職員等は、学校給食申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により申込書を提出した後、申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに学校給食申込変更届(様式第2号)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3 児童、生徒、学校教職員及び学校給食施設職員等以外の者で学校給食の提供を受けようとする者は、学校給食の提供を受けようとする日の3週間前までに、学校給食提供申込書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(学校給食費の徴収額の通知)

第4条 教育委員会は、学校給食費を徴収するときは、学校給食費負担者に対して、学校給食費徴収額決定通知書(様式第4号)により徴収額を通知するものとする。

2 教育委員会は、減免その他の理由により徴収額を変更したときは、学校給食費徴収額変更通知書(様式第5号)により変更後の徴収額を通知するものとする。

(過誤納金の取扱)

第5条 教育委員会は、過誤納金があるときは遅滞なく還付しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により過誤納金に係る徴収金を還付すべき場合において、その還付を受けべき者につき納付すべき徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金に係る徴収金を充当するものとする。

3 教育委員会は、過誤納金を前2項の規定により還付し、又は充当する場合は、誤納金還付(充当)通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(学校給食費の額)

第6条 条例第5条の規則で定める学校給食費の額の1食当たりの額及び学校給食費負担者が一の納期において納付すべき学校給食費の額(以下「月額納付額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表1に掲げる額とする。

(1) 児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者

(2) 生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者

2 学校給食費負担者が負担する年間に負担する1人当たりの学校給食費の額は、別表1食当たりの額に年間学校給食実施回数を乗じて得た額とする。ただし、転出、転校、その他の理由により年度途中で学校給食の提供を受けなくなった者は、学校給食の提供を受けていた日までの給食実施回数を乗じて得た額とし、転入等の理由により年度途中で学校給食の提供を受けることになった者は、学校給食の提供を受けた日以降の給食実施回数を乗じて得た額とする。

3 3月の納期に納付する額は、第2項の年間に負担する1人当たりの学校給食費の額から既に納付した額を除いたものとする。ただし、年度途中で学校給食の提供を受けなくなった者は、最後に提供を受けた日以降の納期に納付するものとする。

4 臨時に学校給食の提供を受ける者が納付すべき学校給食費の額は、別表に定める1食当たりの額に、当該者が学校給食の提供を受ける分として申し込んだ学校給食の回数に乗じて得た額とする。

(学校給食費の納付期限等)

第7条 学校給食費負担者は、児童又は生徒その他学校給食の提供を受ける者が学校給食を受ける年度の5月から翌年3月の末日(12月にあっては、当月の25日)までに学校給食費を納付しなければならない。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。

(学校給食費の納付期限の特例)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、納期限を別に定めることができる。

(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条に規定する受給資格者が同法第21条第1項の規定により学校給食費の徴収を申し出た場合

(2) その他教育委員会が必要と認める場合

2 前項に規定する納付期限における納付額については、教育委員会が定める。

(学校給食費の納付方法)

第9条 学校給食費負担者は、学校給食費を口座振替又は納入通知書により納入するものとする。

(学校給食費の減免)

第 10 条 条例第 7 条に規定する学校給食費の減免は、別表 2 に掲げる場合においてそれぞれ定める額について行うことができる。

2 学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、学校給食費減免申請書(様式第 7 号)により教育委員会に申請しなければならない。ただし、就学援助費の受給による場合は、別に定める。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、学校給食費減免決定通知書(様式第 8 号)により当該学校給食費負担者に通知する。

4 学校給食費の減免を受けているときに減免申請の内容に変更が生じた場合には、学校給食費減免変更申請書(第 9 号様式)により教育委員会に変更申請しなければならない。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

	1 食当たりの額	月額納付額
児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	270 円	4,800 円
生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	310 円	5,500 円

学校給食法施行規則(昭和 29 年文部省令第 24 号)第 1 条第 2 項に規定する完全給食の額とする。

別表 2 (第 10 条関係)

減免理由	減免額
1 学校給食費に係る就学援助費の給付が必要であると教育委員会が認定した場合	学校給食費に係る就学援助費の給付に相当する額
2 疾病又は食物アレルギーのため学校給食が受けられない場合	1 食当たりの学校給食費の額に、学校給食を受けることができない日数を乗じた額(ただし、代替食を提供する場合、減額をしないことができるものとする)
3 疾病又は食物アレルギーのため学校給食の一部が受けられない場合	教育委員会が別に定める額
4 保護者が地震、風水害、火災その他の災害等により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合	教育委員会が別に定める額
5 病気、事故、災害その他の理由により学校給食を受けることができない日が連続して 5 日を超えた場合	1 食当たりの学校給食費の額に、学校給食を受けることができない日数を乗じた額(ただし、学校給食実施日の 5 日目以降の学校給食費について減額をするものとする)
6 その他教育委員会が特に必要と認める場合	教育委員会が別に定める額

学校給食申込書兼口座振替依頼書の記入例

真庭市学校給食費										
学校給食申込書兼口座振替依頼書・自動払込利用申込書（金融機関保管）										
(新規) 変更)		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日								
取扱金融機関名 晴れの国岡山農業協同組合 中国銀行 下マ下銀行 久世 支店 (支所) 津山信用金庫 備北信用金庫 御中 倉吉信用金庫 ゆうちょ銀行 ※該当する金融機関を○で囲んでください。		住所 (〒719-3201) 真庭市久世2927-2								
金融機関コード <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>7</td><td>8</td><td>5</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td> </tr> </table>		7	8	5	9	0	1	1	フリガナ マニワ ハナコ 氏名 真庭 花子 (真庭) (印) ③.昭和 ④.平成 ⑤.令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 TEL (○○) ○○ - ○○○○	
7	8	5	9	0	1	1				
私は、下記の対象児童・生徒（教職員等）が真庭市立学校に在学（在勤）する期間中の学校給食を申し込みます。										
児童 生徒 教職員等	学校名	真庭 小学校・中学校 1 年 組								
	フリガナ	マニワ ジロウ 生年月日								
	氏名	真庭 次郎 ③.昭和 ④.平成 ⑤.令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生								
また、私が納付すべき学校給食費を 令和 2 年 5 月分から、次の預貯金口座から口座振替の方法により納付したいので、裏面約定に基づき依頼します。										
指 定 預 貯 金 口 座	預金の種別	① 普通（総合） 2. 当 座 3. その他（ ）								
	農協・銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号（右詰めで記入）		1 2 3 4 5 6 7						
	ゆうちょ銀行	記号（6桁目がある場合は※欄に記入）	番号（右詰めで記入）							
		※								
払込先口座番号		01370-0-960887		払込先加入者名 真庭市会計管理者						
預貯金口座の名義人	フリガナ	マニワ タロウ		口座名義人の 承諾印 お届け印 (真庭)						
	氏名	真庭 太郎			払込日：毎月月末 (12月は25日) ※4月は除く					
	生年月日	③.昭和 ④.平成 ⑤.令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生		住所 (※ゆうちょ銀行の場合のみ記入)						
※納付義務者と預貯金口座の名義人は異なっても構いません。										
振替業務		振替方法	種目コード	金融機関受付印						
学校給食費		各期(11期) 5～3月	166	真庭市受付印						
			契約種別コード		30					
※この申込書兼依頼書は、児童・生徒ごとに一部ずつ提出が必要です。 ※この申込書兼依頼書は、ご利用の金融機関へ直接提出してください。 ※この申込書兼依頼書は、児童・生徒が真庭市立中学校卒業まで、また真庭市立学校以外の学校へ転校するまで有効となります。 ※金融機関の受付日から手続終了まで1ヶ月程度かかる場合があります。 ※裏面の約定をご確認ください。										
		検 印	印鑑照合	受 付						

◎ 承諾印・お届け印については、2枚目にも必要です。

注意

ボールペン（消えるボールペン不可）で強く書いてください。

フリガナの姓と名の間は、1字空けてください。生年月日の元号は、必ず○を付けてください。